

であつて、前項第一号の三から第五号までのい
ずれかに該当するものをいう。

(振興指針)
第四条 経済産業大臣は、中小売商業の振興を
図るための中小売商業者に対する一般的な指
針（以下「振興指針」という。）を定めなけれ
ばならない。

第二条 この法律において「中小企業者」とは、
次の各号のいずれかに該当する者をいう。
一 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の
会社並びに常時使用する従業員の数が三百人
以下の会社及び個人であつて、製造業、建設
業、運輸業その他の業種（次号から第二号の
三までに掲げる業種及び第三号の政令で定め
る業種を除く。）に属する事業を主たる事業
として営むもの。

二 資本金の額又は出資の総額が一億円以下の
会社並びに常時使用する従業員の数が百人以
下の会社及び個人であつて、卸売業（第三号
の政令で定める業種を除く。）に属する事業
を主たる事業として営むもの。

二の二 資本金の額又は出資の総額が五千円
以下の会社並びに常時使用する従業員の数が
百人以下の会社及び個人であつて、サービス
業（第三号の政令で定める業種を除く。）に
属する事業を主たる事業として営むもの。

二の三 資本金の額又は出資の総額が五千万円
以下の会社並びに常時使用する従業員の数が
五十人以下の会社及び個人であつて、小売業
(次号の政令で定める業種を除く。)に属する
事業を主たる事業として営むもの。

三 資本金の額又は出資の総額がその業種ごと
に政令で定める金額以下の会社並びに常時使
用する従業員の数がその業種ごとに政令で定
める数以下の会社及び個人であつて、その政
令で定める業種に属する事業を主たる事業と
して営むもの。

四 企業組合
五 協業組合
六 事業協同組合、事業協同小組合及び協同組
合連合会、商工組合及び商工組合連合会並
に商店街振興組合及び商店街振興組合連合会
(以下「組合等」という。)

二 小売業に属する事業を主たる事業として営む
者

準に適合するものである旨の認定を受けること
ができる。

第一号又は第二号に掲げる組合は当該各号に
定める事業について、第三号に掲げる中小売
商業者は当該組合又は出資をしようとする他の
中小売商業者と共にして同号に定める事業に
ついて、第四号に掲げる会社は同号に定める事
業について、それぞれ共同店舗等整備計画を作
成し、これを経済産業大臣に提出して、当該共
同店舗等整備計画が政令で定める基準に適合す
るものである旨の認定を受けることができる。

二 他の組合等又は中小売商業者とともに資
本の額又は出資の総額の大部分を出資して
いる会社を設立しようとする組合等又は中小売
商業者電子計算機を利用して、当該会社に
出資しようとする組合等の中小売商業者で
ある組合員若しくは所属員又は中小売商業
者の経営管理を合理化する事業の用に供する
施設又は設備の設置の事業

三 二以上の組合等又は中小売商業者が資本
の額又は出資の総額の大部分を出資してい
る会社電子計算機を利用して、当該会社に
出資している組合等の中小売商業者である
組合員若しくは所属員又は中小売商業者
の経営管理を合理化する事業の用に供する施
設又は設備の設置の事業

四 連鎖化事業（主として中小売商業者に対
し、定型的な約款による契約に基づき継続的
に、商品を販売し、又は販売をあつせんし、か
つ、経営に関する指導を行う事業をいう。以下
同じ。）を行う者は、当該連鎖化事業の用に供
する倉庫その他の施設又は設備を設置する事業
について、連鎖化事業計画を作成し、これを主
務大臣に提出して、当該連鎖化事業計画が政令
で定める基準に適合するものである旨の認定を
受けることができる。

五 中小企業者が出資している会社であつて政
令で定める要件に該当するもの（以下「特定会
社」という。）若しくは一般社団法人若しくは
一般財團法人（以下「一般社団法人等」とい
う。）又は特定会社を設立しようとする者は、
商店街の区域、団地又は建物の内部に集団して
事業を営む中小売商業者の経営の近代化を支
援するため、共同店舗、アーケード、休憩所そ
の他の施設又は設備を設置する事業について、
商店街整備等支援計画を作成し、これを経済産
業大臣に提出して、当該商店街整備等支援計
画が政令で定める基準に適合するものである旨の
認定を受けることができる。

六 商店街整備計画、店舗集團化計画、共同店舗
等整備計画、電子計算機利用経営管理計画、連
鎖化事業計画又は商店街整備等支援計画（以下
「高度化事業計画」という。）には、次に掲げる
事項を記載しなければならない。

一 組合等 電子計算機を利用して、中小売
商業者である組合員又は所属員の経営管理を
合理化する事業の用に供する施設又は設備の
設置の事業

二 他の組合等又は中小売商業者とともに資
本の額又は出資の総額の大部分を出資して
いる会社を設立しようとする組合等又は中小売
商業者電子計算機を利用して、当該会社に
出資しようとする組合等の中小売商業者で
ある組合員若しくは所属員又は中小売商業
者の経営管理を合理化する事業の用に供する
施設又は設備の設置の事業

三 二以上の組合等又は中小売商業者が資本
の額又は出資の総額の大部分を出資してい
る会社電子計算機を利用して、当該会社に
出資している組合等の中小売商業者である
組合員若しくは所属員又は中小売商業者
の経営管理を合理化する事業の用に供する施
設又は設備の設置の事業

四 連鎖化事業（主として中小売商業者に対
し、定型的な約款による契約に基づき継続的
に、商品を販売し、又は販売をあつせんし、か
つ、経営に関する指導を行う事業をいう。以下
同じ。）を行う者は、当該連鎖化事業の用に供
する倉庫その他の施設又は設備を設置する事業
について、連鎖化事業計画を作成し、これを主
務大臣に提出して、当該連鎖化事業計画が政令
で定める基準に適合するものである旨の認定を
受けることができる。

五 中小企業者が出資している会社であつて政
令で定める要件に該当するもの（以下「特定会
社」という。）若しくは一般社団法人若しくは
一般財團法人（以下「一般社団法人等」とい
う。）又は特定会社を設立しようとする者は、
商店街の区域、団地又は建物の内部に集団して
事業を営む中小売商業者の経営の近代化を支
援するため、共同店舗、アーケード、休憩所そ
の他の施設又は設備を設置する事業について、
商店街整備等支援計画を作成し、これを経済産
業大臣に提出して、当該商店街整備等支援計
画が政令で定める基準に適合するものである旨の
認定を受けることができる。

六 商店街整備計画、店舗集團化計画、共同店舗
等整備計画、電子計算機利用経営管理計画、連
鎖化事業計画又は商店街整備等支援計画（以下
「高度化事業計画」という。）には、次に掲げる
事項を記載しなければならない。

(高度化事業計画の認定等)

第四条 商店街振興組合等（商店街振興組合若し
くは商店街振興組合連合会、事業協同組合、事
業協同小組合若しくは協同組合連合会又は中小
企業団体の組織に関する法律（昭和三十二年法
律第八百八十五号）第九条ただし書に規定する商
店街組合若しくはこれを会員とする商工組合連
合会をいう。）は、主として中小売商業者で
ある組合員又は所属員の経営の近代化を図るた
め、商店街の区域において店舗、アーケード、
街路灯その他の施設又は設備を設置する事業に
ついて、商店街整備計画を作成し、これを経済
産業大臣に提出して、当該商店街整備計画が政
令で定める基準に適合するものである旨の認定
を受けることができる。

四 口 出資により設立される会社及びその会社
の共同店舗等の設置の事業に出資しようとする
中小売商業者のための
四 二以上の中小売商業者が資本の額又は
出資の総額の大部分を出資している会社、當
該会社及び当該会社に出资している中小売
商業者のための共同店舗等の設置の事業に
ついて、第二号に掲げる組合等又は中小売商
業者は当該出資をしようとする他の組合等又は
中小売商業者と共にして同号に定める事業に
ついて、第三号に掲げる会社は同号に定める事
業について、第二号に掲げる組合等又は中小売商
業者は当該出資をしようとする他の組合等又は
中小売商業者と共にして同号に定める事
業について、それぞれ電子計算機利用経営管理
計画を作成し、これを主務大臣に提出して、当
該電子計算機利用経営管理計画が政令で定める
基準に適合するものである旨の認定を受けるこ
とができる。

七 商店街整備計画、店舗集團化計画、共同店舗
等整備計画、電子計算機利用経営管理計画、連
鎖化事業計画又は商店街整備等支援計画（以下
「高度化事業計画」という。）には、次に掲げる
事項を記載しなければならない。

4 事業協同組合、事業協同小組合又は協同組合
連合会は、主として中小売商業者ではある組合
員又は所属員の経営の近代化を図るため、店舗
を一つの団地に集団して設置する事業（当該事業
に併せてアーケード、街路灯その他の施設又は
設備を設置する事業を含む。）について、店舗
を設置する事業（当該事業に定める事
業について、第三号に掲げる会社は同号に定める事
業について、第二号に掲げる組合等又は中小売商
業者は当該出資をしようとする他の組合等又は
中小売商業者と共にして同号に定める事
業について、それぞれ電子計算機利用経営管理
計画を作成し、これを主務大臣に提出して、当
該電子計算機利用経営管理計画が政令で定める
基準に適合するものである旨の認定を受けるこ
とができる。

5 事業協同組合、事業協同小組合及び協同組
合連合会、商工組合及び商工組合連合会並
に商店街振興組合及び商店街振興組合連合会
(以下「組合等」という。)
この法律において「中小売商業者」とは、
小売業に属する事業を主たる事業として営む者
2

一 第一項若しくは第二項に規定する事業、第三項若しくは第四項各号に定める事業又は前二項に規定する事業（以下「高度化事業」という。）の実施時期
 二 高度化事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法
 三 高度化事業の実施時期
 四 経済産業大臣は、第三項の規定による認定をしようとするときは、同項第一号又は第二号に定める事業に係る共同店舗等整備計画にあつては当該共同店舗等整備計画に係る組合を所管する大臣に、同項第三号又は第四号に定める事業に係る共同店舗等整備計画に係る店舗又は共同店舗において行われる小売業に属する事業を所管する大臣に協議しなければならない。
 五 前各項に規定するもののほか、高度化事業計画の認定及びその取消しに関し必要な事項は、政令で定める。

（資金の確保）
 第五条 国は、前条第一項から第六項までの規定による認定を受けた高度化事業計画に基づく高度化事業の実施その他中小売商業者の経営の近代化のための事業の実施に必要な資金の確保又はその融通のあつせんに努めるものとする。

第五条の三 中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第三条第一項に規定する普通保険（以下「普通保険」という。）、同法第三条の二第一項に規定する無担保保険（以下「無担保保険」という。）又は同法第三条の三第一項に規定する債務保険（以下「特別小口保険」という。）の保険関係であつて、第三条の二第一項に規定する連鎖化事業計画に基づく高度化事業（同項の規定による認定を受けた連鎖化事業に係る連鎖化事業に加盟する者（以下「加盟店」という。）が実施する事業であつて、当該連鎖化事業計画に基づく高度化事業（同項の規定による認定を受けた連鎖化事業計画に係る連鎖化事業に加盟する者（以下「加盟店」という。）が実施する事業であつて、当該連鎖化事業計画に基づく高度化

第三条 第二項の額の合計額が第一項に規定する中小売商業振興法第五条の二第一項及び第三条の保険価額の合計額が第一項に規定する中小売商業関連保証（以下「中小売商業関連保証」という。）に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ		第一項及び第三条の保険価額の合計額が第一項に規定する中小売商業関連保証に係る保	
第一項	二第一項の額の合計額が第一項に規定する中小売商業関連保証（以下「中小売商業関連保証」という。）に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ	第一項	二第一項の額の合計額が第一項に規定する中小売商業関連保証に係る保
二 普通保険の保険関係であつて、中小売商業関連保証に係るものについての中小企業信用保険法第三条第二項及び第五条の規定の適用については、同法第三条第二項中「百分の七十」とあり、及び同法第五条中「百分の七十（無担保保険、特別小口保険、流動資産担保保険、公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険、新事業開拓保険、事業再生保険及び特定社債保険にあつては、百分の八十）」とあるのは、「百分の八十」とする。	二 第三条の当該借入金の他の保証ごとに、それぞれ当該債務者が他の保証ごとに、当該債務者	二 第三条の当該借入金の他の保証ごとに、当該債務者	二 第三条の当該借入金の他の保証ごとに、当該債務者
三 普通保険の保険関係であつて、中小売商業関連保証に係るものについての中小企業信用保険法第四条第四項に規定する電子計算機利用経営管理計画に關する事項により経営管理を合理化する中小売商業者が販売する主たる商品の流通を所管する大臣	三 第四条第四項に規定する電子計算機利用経営管理計画に關する事項により経営管理を合理化する中小売商業者が販売する主たる商品の流通を所管する大臣	三 第四条第四項に規定する電子計算機利用経営管理計画に關する事項により経営管理を合理化する中小売商業者が販売する主たる商品の流通を所管する大臣	三 第四条第四項に規定する電子計算機利用経営管理計画に關する事項により経営管理を合理化する中小売商業者が販売する主たる商品の流通を所管する大臣

四 第四条第六項の規定による認定を受けた一般社団法人等（一般社団法人にあつてはその社員総会における議決権の二分の一以上を得た額とする。）	四 第四条第六項の規定による認定を受けた一般社団法人等（一般社団法人にあつてはその社員総会における議決権の二分の一以上を得た額とする。）	五 前各号に掲げるもののほか、経済産業省令で定める事項	五 前各号に掲げるもののほか、経済産業省令で定める事項
六 前各号に掲げるもののほか、経済産業省令で定める事項	六 前各号に掲げるもののほか、経済産業省令で定める事項	七 第七条 国は、中小売商業者が地域的条件を考慮してその経営の近代化を行なうことができるようとするため、地域における小売商業の実態及びその経済的社会的条件に関する調査を行ない、地域における小売商業の将来の展望を明らかにするよう努めるものとする。（研修事業の実施等）	七 第七条 国は、中小売商業者が地域的条件を考慮してその経営の近代化を行なうことができるようとするため、地域における小売商業の実態及びその経済的社会的条件に関する調査を行ない、地域における小売商業の将来の展望を明らかにするよう努めるものとする。（研修事業の実施等）
八 第六条 削除	八 第六条 削除	八 第八条 国は、中小売商業の従事者の資質の向上を図るため、研修事業の実施、経営の指導を担当する者の養成その他の措置を講ずるように努めるものとする。（研修事業の実施等）	八 第八条 国は、中小売商業の従事者の資質の向上を図るため、研修事業の実施、経営の指導を担当する者の養成その他の措置を講ずるように努めるものとする。（研修事業の実施等）
九 第十条 地方公共団体は、国の施策に準じて施策を講ずるよう努めるものとする。（地方公共団体の施策）	九 第十条 地方公共団体は、国の施策に準じて施策を講ずるよう努めるものとする。（地方公共団体の施策）	十 第十二条 主務大臣は、特定連鎖化事業を行なう者が前条第一項の規定に従つていないと認めるときは、その者に対し、同項の規定に従うべきことを勧告することができる。	十 第十二条 主務大臣は、前項の規定による勧告をした場合において、特定連鎖化事業を行なう者がその勧告に従つていないと認めるときは、その旨を公表することができる。（報告の微収）
十 第十三条 経済産業大臣は、第四条第一項から第三項まで又は第六項の規定による認定を受けた高度化事業計画に基づく高度化事業を実施する者に対し、当該事業の実施状況について報告を求めることができる。	十 第十三条 経済産業大臣は、第四条第一項から第三項まで又は第六項の規定による認定を受けた高度化事業計画に基づく高度化事業を実施する者に対し当該事業の実施状況について、特定連鎖化事業を行う者に對し前項の規定の施行に必要な限度においてその業務について報告を求めることができる。（主務大臣）	十一 第十四条 この法律における主務大臣は、次のとおりとする。	十一 第十四条 この法律における主務大臣は、次のとおりとする。

十二 第十四条 この法律における主務大臣は、次のとおりとする。	十二 第十四条 この法律における主務大臣は、次のとおりとする。	十三 第十五条 この法律における主務大臣は、次のとおりとする。	十三 第十五条 この法律における主務大臣は、次のとおりとする。
十三 第十五条 この法律における主務大臣は、次のとおりとする。	十三 第十五条 この法律における主務大臣は、次のとおりとする。	十四 第十六条 この法律における主務大臣は、次のとおりとする。	十四 第十六条 この法律における主務大臣は、次のとおりとする。
十四 第十六条 この法律における主務大臣は、次のとおりとする。	十四 第十六条 この法律における主務大臣は、次のとおりとする。	十五 第十七条 この法律における主務大臣は、次のとおりとする。	十五 第十七条 この法律における主務大臣は、次のとおりとする。
十五 第十七条 この法律における主務大臣は、次のとおりとする。	十五 第十七条 この法律における主務大臣は、次のとおりとする。	十六 第十八条 この法律における主務大臣は、次のとおりとする。	十六 第十八条 この法律における主務大臣は、次のとおりとする。
十六 第十八条 この法律における主務大臣は、次のとおりとする。	十六 第十八条 この法律における主務大臣は、次のとおりとする。	十七 第十九条 この法律における主務大臣は、次のとおりとする。	十七 第十九条 この法律における主務大臣は、次のとおりとする。

(都道府県又は市が処理する事務)

第十五条 この法律に規定する経済産業大臣、主務大臣及び第四条第八項に規定する所管大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事又は市長が行うこととすることができる。

第十六条 第十三条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、十万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用者その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同項の刑を科する。

附 則 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 抄

(平成三年五月二十四日法律第八四号)抄

(施行期日)

第一 条 この法律は、平成十年四月一日から施行する。

附 則 抄

(平成一〇年三月三一日法律第二三号)抄

(施行期日)

第一 条 この法律は、平成十一年三月三一日から施行する。

附 則 抄

(平成一一年五月二四日法律第八四号)抄

(施行期日)

第一 条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 抄

(平成一一年五月二十四日法律第八四号)抄

(施行期日)

第一 条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 抄

(平成一一年五月二十四日法律第八四号)抄

(施行期日)

第一 条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 抄

(平成一一年五月二十四日法律第八四号)抄

(施行期日)

第一 条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 抄

(平成一一年五月二十四日法律第八四号)抄

5 第一項の規定により従前の例によることとされる報告の徴収に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

たどるのは、「十万円」とする。

第一 条 この法律は、平成十年四月一日から施行する。

附 則 (平成一〇年三月三一日法律第二三号)抄

(施行期日)

第一 条 この法律は、平成十一年三月三一日から施行する。

附 則 (平成一一年三月三一日法律第一二号)抄

(施行期日)

第一 条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則 (平成一一年七月一六日法律第八七号)抄

(施行期日)

第一 条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則 (平成一一年七月一六日法律第八八号)抄

(施行期日)

第一 条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則 (平成一一年七月一六日法律第八九号)抄

(施行期日)

第一 条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。

の事務として処理するものとする。

（手数料に関する経過措置）

第百六十二条 施行日前においてこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を改訂した後、その他の行為（以下この条において「処分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為（以下この条において「処分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

第一 条 この法律は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則 (平成一一年三月三一日法律第一二号)抄

(施行期日)

第一 条 この法律は、平成十一年三月三一日から施行する。

当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

（手数料に関する経過措置）

第百六十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第一 条 この法律の施行前にした行為に対する罰則に別段の定めがあるものとのほか、なお従前の例による。

附 則 (平成一一年三月三一日法律第一二号)抄

(施行期日)

第一 条 この法律の施行前にした行為に対する罰則に別段の定めがあるものとのほか、なお従前の例による。

九条まで、第七十一条、第七十二条第一項から第三項まで、第七十四条から第七十六条まで、第七十八条、第八十条第一項及び第三項、第八十三条、第八十七条（地方税法第五百八十七条の二及び附則第十一条の改正規定を除く。）、第八十九条、第九十条、第九十二条规定（高速自動車国道法第二十五条の改正規定に限る。）、第一百一条、第一百二条、第一百五条から第七十七条まで、第一百十二条、第一百十七条（地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律（平成二十二年法律第七十二号）第四条第八項の改正規定に限る。）、第一百十九条、第二百二十一条の二並びに第二百二十三条第二項の規定 平成二十四年四月一日
(罰則に關する経過措置)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条（中小企業信用保険法附則に一項を加える改正規定を除く。）並びに附則第五条から第十二条まで及び第十五条から第十九条までの規定は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（施行期日）
九号　抄
附 則　（平成二七年五月二七日法律第二一
の規定　公布の日
一 附則第六条、第八条、第九条及び第十三条

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

分を除く。)並びに同法第十一条及び第十三条の改正規定に限る。)、第一百六十二条(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第十条、第十二条、第十三条、第三十六条第二項及び第五十六条の改正規定に限る。)、第一百六十五条(地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第二十四条及び第二十九条の改正規定に限る。)、第一百六十九条、第一百七十一条(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二十二条の改正規定に限る。)及び第一百八十七条(鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第十五条の改正規定(同法第二十八条第九項の改正規定(「第四条第三項」を「第四条第四項」に改める部分を除く。)、同法第二十九条第四項の改正規定(「第四条第三項」を「第四条第四項」に改める部分を除く。)並びに同法第四项の改正規定(「第四条第三項から第三項まで、第三十四条及び第三十五条の改正規定に限る。)の規定並びに附則第十三条、第十五条から第二十四条まで、第二十五条第一項及び第四项、第四十七条から第四十九条まで、第五十四条、第五十六条、第二十七条第一項から第三項まで、第三十条から第三十二条まで、第三十八条、第四十四条、第四十六条第一項及び第四项、第四十七条から第四十九条まで、第五十条から第五十三条まで、第五十五条、第五十八条、第五十九条、第六十一条から第六十九条まで、第七十一条、第七十二条第一項から第三項まで、第七十四条から第七十六条まで、第七十七条、第八十条第一項及び第三項、第八十三条、第八十七条(地方税法第五百八十七条の二及び附則第十一条の改正規定を除く。)、第八十九条、第九十条、第九十二条(高速自動車国道法第二十五条の改正規定に限る。)、第一百一条、第一百二条、第一百五条から第一百七条まで、第一百十二条、第一百十七条(地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律(平成十二年法律第七十二号)第四条第八項の改正規定に限る。)、第一百十九条、第一百二十一条の二並びに第一百二十三条第二項の規定 平成二十四年四月一日

規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にしては、なほ従前の例による罰則の適用については、なお従前の例による。